

目 次

第1号（7月23日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	3
事務局職員出席者	3
説明のため出席した者の職氏名	3
開 会	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
町長提出第90号議案	4
町長提出第91号議案	6
町長提出第92号議案	8
閉 会	18
署 名	19

津和野町告示第 56 号

平成 24 年第 5 回津和野町議会臨時会を次のとおり招集する

平成 24 年 7 月 11 日

津和野町長 下森 博之

- 1 期 日 平成 24 年 7 月 23 日
- 2 場 所 津和野町役場日原第 2 庁舎議場

○開会日に応招した議員

京村まゆみ君	村上 英喜君
板垣 敬司君	竹内志津子君
道信 俊昭君	岡田 克也君
三浦 英治君	青木 克弥君
斎藤 和巳君	河田 隆資君
川田 剛君	小松 洋司君
米澤 宥文君	後山 幸次君
沖田 守君	滝元 三郎君

○応招しなかった議員

平成 24 年 第 5 回 (臨時) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 1 日)

平成 24 年 7 月 23 日 (月曜日)

議事日程 (第 1 号)

平成 24 年 7 月 23 日 午前 9 時 00 分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 町長提出第 90 号議案 町営バス用車両の取得について

日程第 4 町長提出第 91 号議案 平成 24 年度町道栳井谷線災害防止工事請負契約の締結について

日程第 5 町長提出第 92 号議案 平成 24 年度津和野中学校校舎耐震補強及び改修工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 町長提出第 90 号議案 町営バス用車両の取得について

日程第 4 町長提出第 91 号議案 平成 24 年度町道栳井谷線災害防止工事請負契約の締結について

日程第 5 町長提出第 92 号議案 平成 24 年度津和野中学校校舎耐震補強及び改修工事請負契約の締結について

出席議員（15 名）

1 番 京村まゆみ君

2 番 村上 英喜君

3 番 板垣 敬司君

4 番 竹内志津子君

5 番 道信 俊昭君

6 番 岡田 克也君

7 番 三浦 英治君

8 番 青木 克弥君

9 番 斎藤 和巳君

11 番 川田 剛君

12 番 小松 洋司君

13 番 米澤 宥文君

14 番 後山 幸次君

15 番 沖田 守君

16 番 滝元 三郎君

欠席議員（1 名）

10 番 河田 隆資君

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 和田 京三君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 下森 博之君 副町長 …………… 長嶺 常盤君

教育長 …………… 本田 史子君 参事 …………… 右田 基司君

総務財政課長 …………… 島田 賢司君 地域振興課長 …………… 久保 睦夫君

建設課長 …………… 伊藤 博文君 教育次長 …………… 世良 清美君

午前9時00分開会

○議長（滝元 三郎君） 改めまして、おはようございます。

連日暑いが続いております。ことしの梅雨は、平年より若干早く明けたということのよう
でございますけれども、幸いといえますか、こういう言い方がいいのか悪いのかわかりま
せんが、当町では大きな被害もないようでございますけれども、九州の北部を中心として、
かなりひどい被害が出ておるようでございます。多くの犠牲者も出ておられるようござ
います。けさほどの新聞によりますと、亡くなられた方が30名、なお行方のわからない方

がお二人というふうな記事も出ておりました。心からのお悔やみと、お見舞いを申し上げたいというふうに思います。

本日は、平成24年第5回津和野町議会臨時会が招集されましたところ、皆様方にはおそろいでお出かけをいただきまして、ありがとうございます。

河田隆資議員より欠席の届け出が出ております。ただいまの出席議員数は15名であります。定足数に達しておりますので、平成24年第5回臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（滝元 三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、8番、青木克弥君、9番、斎藤和巳君を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りと決定をいたしました。

日程第3．議案第90号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第3、議案第90号町営バス用車両の取得についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） おはようございます。7月も下旬に差しかかってまいります。先ほど議長さんからもお話がありましたように、17日には中国地方も梅雨明けという状況で、それとともに日増しに暑さが増してきているという状況であります。

伴ってイベントのほうも7月の20日には鷺舞が開催され、また翌日21日には津和野鯉・恋・来い祭りが終わったという状況であります。これから、日原側も恒例のまた花火大会等も予定をしているということで、さらに夏が本当に本番になってきたと、そういうような印象を受けとめているところであります。

こうした中、本日は臨時議会の招集をお願いをいたしましたところ、皆様にはおそろいで御出席を賜りまして、まことにありがとうございました。

今臨時議会に提案いたします案件は契約案件3件でございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重審議を賜り、それぞれ可決賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

まず、議案第90号町営バス用車両の取得についてでございますが、町営バス用車両売買契約をいたしたいので、議会の議決をお願いするものでございます。詳細につきましては担当課長から説明を申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

〔担当課長説明〕

.....

議案第90号 町営バス用車両の取得について

.....

○議長（滝元 三郎君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第90号を採決いたします。本案件を議案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第90号町営バス用車両の取得については原案のとおり可決されました。

日程第4．議案第91号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第4、議案第91号平成24年度町道柵井谷線災害防止工事請負契約の締結についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第91号でございますが、平成24年度町道栴井谷線災害防止工事請負契約の締結についてでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

〔担当課長説明〕

.....
議案第91号 平成24年度町道栴井谷線災害防止工事請負契約の締結について
.....

○議長（滝元 三郎君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） これは、当初予算で栴井谷線は8,100万程度、たしか当初予算、予算が組んであったと思うんですが、今説明のとおり85.7%ということで、契約金額が4,843万7,550円と、こういうことになりますと、かなり大きな入札の差額が出てまいります。

したがって、今年度も、当初予算を道路新設改良工事は、相当大きな減額補正を6月にやられたばかりであります。

したがって、この差額は、栴井谷線の所定の災害工事が完了したら、それ以外に個々に付随してこの落札差額をもってやるということではないと思いますが、その差額は少なくとも、6月補正で減額をされたそれぞれの町内6、7路線の減額に値するところに回される予定があるのかどうなのか、これについてお伺いをまずはしておきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） 当初予算で御承認いただきました金額で当初計画しておりますが、コンサル等と事業打ち合わせをいたしまして、当面の設計額が、減額といたしますか、少なくなりました。

ただ、現場が現場ですので、これから変更もあろうかと思いますが、満額使えない場合は、その社会整備資本金でやっておりますので、その中でやりとりをしていかなければならぬかと、そういうふうを考えております。

○議長（滝元 三郎君） 15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） 今の説明は、工事が難事をきわまるような災害箇所だと、こういうことで、若干の契約変更は出るかもわからないが、少なくともこの財源というのは社会資本整備交付金でもってやるので、そこに余裕が出たら、私の質問のように、その他の路線に振り分けるといことも考慮しとると、こういうふうに解釈していいのですか。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） はい、そのとおりです。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） それでは、ちょっとお尋ねをいたしますが、この入札で辞退業者が何社ありましたか。そして、最低制限価格を下回って失格した業者数は何社ありましたか。お知らせいただきたい。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） 一般競争入札でございますので、当日になっての辞退はございません。ただ、最低価格を下回った業者につきましては、4社でございます。

○議長（滝元 三郎君） 14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） 予定価格と最低制限価格はお知らせいただきたいと思いますが。関係なかったら……。公表できますかいね。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） 予定価格につきましては5,381万3,000円、最低価格につきましては4,606万9,300円でございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第91号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第91号平成24年度町道椋井谷線災害防止工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第5．議案第92号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第5、議案第92号平成24年度津和野中学校校舎耐震補強及び改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第92号でございますが、平成24年度津和野中学校校舎耐震補強及び改修工事請負契約の締結についてでございます。議会の議決をお願いするものでございます。詳細につきましては、教育次長から説明を申し上げます。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

〔教育次長説明〕

.....

議案第92号 平成24年度津和野中学校校舎耐震補強及び改修工事請負契約の締結について

.....

○議長（滝元 三郎君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） 中学校の耐震並びに改修工事でありますから、その工事そのものには、これは繰越明許でもってやるという、こういうことになりまして、当然のこと、この工事が施工されるということは、本当に喜ばしいことだとまずはそう思います。

一般質問ではなしに、これまでの質疑等でも申し上げておりますが、現在取り入れとる、特に建築関係の一般競争入札は、私は入札の体をなすとらんということをたびたび申し上げておりますが、きょうも説明を聞くと、残念ながら、町内という限定でありますから2社ということ、2社で一体一般競争入札というその体裁が整えられるかどうかという、非常に疑問に思う。

町長は、当分この形でやらせていただきたいというこの前の答弁でありましたから、私はこれ以上は申し上げませんが、これは少なくとも町内、町民が見たときに、この中身はわかりませんから、我々が説明しないとわからないから、このような状況の入札を続けるということは、非常に我が津和野町の入札のこの姿勢というものに大いなる問題を投げかけるといって、こういうことを私は特に申し上げておきたい。

少なくとも、吉賀を含めるこの鹿足郡一円の業者を入れるとか、あるいはもう少し範囲を広げて益田圏域を入れて、この、まあ、土木等についてはですよ、かなりまだ数たくさんの業者がおられる、その資格者がおられるからいいけど、今のところいいと思うけれども、少なくとも建築については競争入札の体をなしておらない、そして今説明を聞くと99.43%、これは、建築だから余り利益が上がらないものだとかいうようなことを、我々素人はお聞きをしておりますが、それにしても予定価格に対して99.43%の落札率なんていうのは、今日聞いたことがありませんが、そのようなことを踏まえて、もし町長の答弁があればお聞きをしておきたいと、こう思います。

特に強く求めるのは、競争入札をもう少し改めてほしいということをお願いいたします。

以上であります。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 今回の入札につきましては、一般競争入札ということで公告をしてその入札日を迎えた中で、結果的に、大体対象は3社というふうにイメージしておりましたが、1社はほかの仕事で抱えてるということで参加されませんでしたので、結果的に2社という、このような結果になりました。それが影響したかどうかはわかりませんが、落札率も結果として99.4%ちょっとというような結果になったということでもあります。

そういうことを踏まえまして、今回入札日には入札に当たりまして、6月議会においても議会から、本当にこのような現状のような入札の方法で競争力が発揮できるかどうかという御質問もいただいたという経過も、入札に来られた業者にお話をいたしました。

私としましては、そのときに、やはり雇用を支えてもらわにゃいかんし、人口減少の中でやはりしっかり定住対策もその一環という考え方でも、ぜひ町内にお金を回っていく仕組みをつくりたいということから、町内限定にさせてもらっとるということ、議会ではそのときには答えとしてお話をしたということも述べさせていただきました、その上で、そういう背景もあるので、何とぞ、その落札された業者におかれては、下請についてもできるだけ町内業者を使っていただきたいということ、これまで以上に強くお願いをしたというような経過もございます。

そうしたことを踏まえて、どうしても業者としては競争がありますので、経費を抑えていく意味では、どうしても益田の業者等も下請で入れていかなきゃならん場合もあろうかとは思いますが、それでもやっぱりそういう背景をもって強くお願いしたところでもあります。

その後、業者さんのほうもいろいろとおもんぱかっただいておりまして、例えば、ちよっと余談の話にはなりますけれども、益田市の業者さんにふるさと納税を津和野にするようにということ、働きかけもしてもらって、実際ふるさと納税を津和野にしてくださる益田の業者さんも出てきている、というようなことも配慮はいただいているような状況でもあるということでもあります。

それとは別に、今後入札をどうしていくかということではありますが、先日も吉賀の町長さんとも、少しく建築に関しての入札についての話をしたところでもあります。

実際吉賀町には、どうも大きな事業ができる業者さんがもうないそうでありまして、吉賀町さんも建築関係の大きな事業についてはもう、益田市さんが入ってこられて、それで入札をされているような状況であります。吉賀町長さんはそれでもやはり90%の後半で、益田市さんの業者さんも入ってきてもそういう結果になっているということで、その辺なかなか、建築の場合はなかなか、80%台のような結果になるというのが難しい実情もあるというような話も聞いているところでもあります。

そういう中でありますから、実際津和野がすぐに益田市さんを入れたとして、益田市の業者を入れたとして、建築関係が大きく下がるかどうかというのはまだまだ検討していかなきゃならん状況だろうと思います。

特に町の場合は、最低制限価格というのを県の積算方法に準じております。そういう中から割と建築関係は、最低制限価格自体が非常に高く設定をされるというようなことになりまして、実際今回の耐震の最低制限価格は、県の基本的には積算根拠に準じましたので、88.数%というようなところが最低制限価格でありましたから、それと100%の間での競争になったというような状況で、必然的に90%台になったというような経過もあろうかというふうにも、思っているところでもあります。

いずれにいたしましても、いろいろ御指摘も踏まえてること、さらに考慮いたしまして、実際こういう入札というのは一回一回の入札で一喜一憂をして、余りこう入札方法を変えるというのもどうかというふうにも思っておりまして、一般競争入札を導入してまだそんなに期間がないわけでありまして、実際これまでは80%台で決まってきたという経過もありますので、今回は99%という結果になりましたが、今年度いっぱいもう少し様子

を見させていただいた上で、今後どういうふうな入札方法をとっていくかというのは、さらに検討をさせていただきたいというふうに考えているところであります。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございませんか。9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 先ほど町長の答弁の中で、建設事業に関しましては80何% っちゅうのがこのごろ多くなるとるんですけども、建築に関しては100%に近いというところで、難しい面があると、そのように町長が言われたんですけども、難しい面というのはどういう点で難しいのか、同じような、私は、建設にしても建築にしても、公共工事であるんならばそんなに差が出るちゅうこと自体、僕としてはおかしいんですけども、町長が言われた建設と建築とは若干違った意味で難しい面があると言われてるのは、どういう点を想定されて難しいと言われたのかどうか、その点、ちょっとお聞かせ願いたい。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 私がその難しいというふうに申し上げたのは、恐らく吉賀町さんとの話の中でのことじゃなかったかと思っとるわけでありましたが、吉賀町さんの場合も町内業者がもういないので、益田市さんから業者がもう入ってきていると、そういう中でも90%台も後半で落札結果はなっておるということ踏まえた上で、津和野町が即益田市の業者さんを入れたとしてもそれで大きく落札が下がるかと、率が下がるかということとは即座には言えないんじゃないだろうかと、そういう面で難しいんじゃないだろうかということもあるんじゃないかということで、申し上げたかというふうに思っているところであります。

○議長（滝元 三郎君） 9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） ただ、私のほうがちょっと解釈が間違ってたようでございます。難しいというのは、余りにも建設工事は大体85%からぐらいが大体の落札率のようになっとるんですけども、事建築に関しましてはほとんど98%、7%、100%近い数字でほとんどの建築に関してはそういうような落札率で今まで推移していると思います。

その点がね、同じ公共事業で非常に、僕らとしては入札のことで余り詳しくわかりませんが、その数字が常にそういう形ですべて終わるとるというような形のものが、ずうっとこの契約案件見ましてもきとるわけでございますので、その点がどうしてその差がいつも出てくるんだろうかというような面を不思議に思っとるんですけども、もしその中で、こ

ういう点でいつも落札時はこれぐらいなっとるんだというような点が、もし町長の中で分析しとる中でお話しできる点があれば、お聞かせ願いたいと思います。

もちろん、入札者が少ないからこういう結果になったっちゃうのも一理あると思うんですけども、その点ちょっと何かありましたらお知らせ願いたい。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 最低制限価格をどういうふうに決めるか、という問題があるということであります。

基本は、建設、土木も建築関係も県の積算のルールがありまして、それに沿って町もそれぞれの事業については建築、土木かかわらず、算定をするという取り決めにしております。これはもう公表していることであります。

そういう中で、そこで最低制限価格がある程度積算で認められましたら、今度は私の裁量で、そこからおおむね0%から1.2%ぐらいのところランダムに決めまして、上乘せをして最低制限価格を現在決めさせていただいてると、そういう方法をとらせていただいているということでもあります。

いずれにいたしましても、その県の積算根拠に沿って、最低制限価格のまず基礎を出したときに、土木関係は大体おおむね83%から5%の間ぐらいのところ数値が出てまいります。ちょっと技術的なところは僕も詳しくはわかりませんが、そして、建築の場合はどうしてもそこが高くなりまして、大体80、そうですね、6から、それこそ88、9というところまでの間で出てくるという、県のその積算システムに沿ってやるとということでもあります。

ですので、もともとの土木関係と建築関係は、最低制限価格のもともとのその積算が高くなるというような状況にあるというような状況でありまして、ですから、例えば今回もこの津中の耐震については、当初のその県の積算システムにのった最低制限価格の基礎が88.何%ぐらいになってきたということでもありますから、必然的にその最低制限価格が高くなってきているということでもあります。その中で業者は、逆に言うと、100%と89%の間で勝負をしていかなきゃなりませんので、余り突っ込み過ぎますと失格になりますし、ある程度やはり上目になるということは、建築の場合はそういう性格上やむを得るところもあるというような状況であります。

だから、業者もどぼんをされる、どぼんちゅう、ちょっと言葉は、議会としては正確な言葉じゃないかと思いますが、最低制限価格を下回って失格になることを恐れて、どうしてもその落札率がやはり高くなる傾向にもあると、そういうところで建築と土木関係の落札率が違ってきている背景があるというふうに、私どもは、分析というか、見ているというような状況であります。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） これは過去にもあったので、どうかと思うんですけど、実際工事に入ると生徒がこう学習中の騒音というのが気になるわけですけども、大体、夏休みとか冬休みとかそういうところを利用して、騒音がこう高いような部分はやられるのかなと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 議員のおっしゃるとおりでありまして、一応基本的には、壊す工事については、夏休みを中心に行っていきたいというふうに思っております。

期間的には、もう既に夏休みに入っておりますが、本日お認めをいただきましたら、あす早速に工程会議を予定しておりますので、そここのところで具体的な予定を決めていくというふうに考えております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございませんか。——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第92号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第92号平成24年度津和野中学校校舎耐震補強及び改修工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

○議員（14番 後山 幸次君） 議長。

○議長（滝元 三郎君） 14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） 1点ほど、これ、入札の関係、直接にはないわけですが、本日の招集について執行部のほうへお尋ねをしたいんですが。

きょう3件ほど議会に提案されましたが、これは法的な問題は全くないというふうに私も理解はしておりますが、手順の問題をちょっと町長にお聞かせいただきたい。

と申しますのは、町長は津和野町告示の第56号におきまして、平成24年第5回の津和野町議会臨時会を地方自治法第101条の規定に基づいて次のとおり招集するというので、議長のほうへ招集書類を送られておりますね。議長もそれを受けられて我々議会、議員に送付されております。

これが、町長のほうが告示をされたのが7月の11日でありますね。その後、この樫井谷、中学校、バスの入札が行われております。告示後の13日であるわけですが、今回は文書が告示されたのが、先ほども言いましたとおり7月の11日で、入札が実施されたのが13日でありますね。

そこでお尋ねをいたしますが、津和野町の建設工事と入札参加者の選定要綱第7条では、入札が不落札となったときにですね、改めて入札を行う場合、前回の指名した者を再度選考することはできない、このようにありますね。

津和野町の建設工事等の一般競争入札実施要綱の第6条と第18条であります。津和野町の競争参加資格の決定は確認等を行うため、津和野町競争参加資格審査会が設置されております。この審査会において、津和野町の建設工事等の入札参加者の選定をされるわけでありませぬ。

それで、今回のように、もしか、これが2度も再入札がされるような状態になった場合、津和野町にはそれだけの業者数がおらないわけです。そうすると、どのように対応されるのか、を、万が一ですよ、今回の入札で不調になったり不落なったりした場合ですよ、そうした場合には新たに指名審査会を開いて、業者を選定せななりません。

そうしたときに、告示されてからこっち、入札が、まあ、今回は成立したんで問題はありませんけど、そうした場合に、今度は告示してからそういうことになった場合には、また告示のしかえをせなならんようになりますね、そうしたところをどのように考えておられるか。

きょうの臨時議会の招集については、地方自治法の第101条の規定に基づいて招集されておりますので、これについては問題ないわけですが、ただ私が疑義を感じておるのは、入札の前になぜ告示をされ招集文書を議会に送付された、その意図がわからないわけでございます。

本来であれば、各工事の入札が終わった後、施工業者が決まるわけです。町はそれから告示され議会を招集されるのが、私は、一連の流れであると、そういうような対応をされるべきであるというふうに、私は理解をしておりましたが、私の解釈が間違っておれば、今後の参考のために、理解ができますように説明をしていただきたいと思います。わかりますかいね。

町長、言うときですが、別に法的な問題があるわけじゃないんですから。

副町長でもええわね、答えんさいよ。

○議長（滝元 三郎君） 副町長。

○副町長（長嶺 常盤君） 御指摘の点につきましては我々も理解をしておるところでございますので、まずは7月11日の告示、そして本日の臨時会の開催ということでありまして、議員おっしゃるとおり、非常に時間的にはタイトな状況でありました。これにつきましては、まず先ほどの中学校等の耐震補強工事等非常に迫っているという問題も1つございました。

しかしながら、私どもとしては付議事件としてそれぞれの議題につきまして、一つ一つ議題をお送りするわけでございますけれども、まず1つは法令、法令というか、法的には3日前というふうに通知は出せばいいということがうたわれておりますので、議員御指摘のとおり間に合うように、要するに入札が終わってからという御指摘はごもっともなところでございますけれども、できましたら、早目早目に、そしてまた一つ一つではなくですね、できれば、まとめてというのちょっと語弊があるかもしれませんが、できれば一回に、そのような、皆さんにお諮りする機会をまとめてやりたいというふうな気持ちもございまして、今回の日程になりました。

この付議事件を送付さしていただいて、例えば不落になったというふうな状況、生まれないわけではありませんので、御指摘のとおりでございますけれども、これ、もしそういうふうになった場合これは議題から削除するような形になるんですけども、これにつきましては、議会開催、開会前あるいはもちろん開会で上程をさせていただかなければなりませんけども、そういった、何ていうんですかね、不落になった、これは契約ですので不落ってということですが、そういった状況を説明し、皆さんに御理解いただいた上で上程をしていくということが、議会の中では常套手段だということになっているようでございますので、ただ、これ逆に、急施の状況でありまして、追加するようなことになると、議会の中で急施事件として取り上げていただくかどうか、これを審査していただくということになるというふうに聞いておりますので、ちょっと変な理由を申し上げたような状況になりましたけども、今後につきましては、議員がおっしゃったようなことも勘案し、ましては、臨時議会というのはこうした契約案件が多いものですから、十分我々としても日程管理をさせていただきながら、付議事件として通知差し上げるというふうなことに注意をいたしたいというふうに思っているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） 初めから申しておりますが、法的な根拠があつてどうのこうの話じゃないんですが、こういった入札であろうと何であろうと、一応町長のほうから津和野町の告示第何号というものを告示されるわけですね。そういったもんがもしか不落になった場合には、議会にはそりゃ取り下げりゃええというふうに副町長申されましたが、議会はそれでも済むかもしれませんが、一般町民は一応告示されたものを見たもんね、そうするとまた、これが不落になったもんがまた告示をし返す、せななりませんね。そのままおいとくわけにはいかんわけでしょ。

そういう手数が省けるから、私はこういう手法でやられるんがおかしいじゃないかというのをきょう申し上げておるわけで、副町長言われたとおり、工期もない、いろいろ今学校

の、教育次長が話されましたが、学校の建設問題なんかは当然夏休みを契機にやるわけですからわかりますけど、それならそのようにもっと初めから対応されるべきじゃないか、今後このような形で対応されるようなことがあるかないか、そんなことをしてもろうちゃ私らも大変なんなんですけど、ひとつこういうことも留意していただいて、今後このようにないようにもっと早目に早目に対応していただきたい。

臨時議会ですから、一つずつ出てきたものを出すというような不経済なことをされるべきではないと思いますが、一括で出されてもいいわけですが、今後そのようにしていただくように、強く希望しております。

○議長（滝元 三郎君） 何かありますか。副町長。

○副町長（長嶺 常盤君） 議員御指摘のとおりでございますので、極力そのようにさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） 今後ですね、私からも申し上げておきますが、十分な配慮をよろしく願いを申し上げたいというふうに思います。

○議長（滝元 三郎君） それでは、以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。これで会議を閉じます。

平成24年第5回津和野町議会臨時会を閉会をいたします。

お疲れさまでございました。

午前9時46分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

